

2025/05/15軽微修正
2025/05/22軽微修正

BIM図面審査における入出力基準適合申告書 (案)

令和7年3月

建築BIM推進会議 審査TF

BIM図面審査における入出力基準適合申告書

(第一面)

年 月 日

建築主事等 又は 指定確認検査機関 様

代表となる設計者氏名

建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認、又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定により計画を通知する添付図書のうち、第二面以降に記載の図書は、入出力基準に従いBIMデータを作成し、PDF形式の図書及びIFCデータの書き出しをした（以下「入出力基準に従い設計図書を作成した」という。）ことを申告します。この申告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 建築物の名称又は工事名

--

2. 入出力基準に従い設計図書を作成した者

設計図書の種類	設計者氏名

3. 入出力基準に従い設計図書を作成したBIMソフトウェア名等

設計図書の種類	BIMソフトウェア名とそのバージョン

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を用いてください。

2. 第一面関係

①設計者は、確認申請書第二面3欄のうち、当該申告を行う設計者氏名を記入してください。

②2欄は、入出力基準に従い作成した設計図書の種類ごとに、申告を行う設計者の氏名を記載してください。

③3欄は、入出力基準に従い作成した設計図書の種類に応じ、PDF形式の図書データおよびIFCデータの作成に使用したBIMソフトウェア名とバージョン（アップデート名は不要）を記載してください。

3. 第二面以降

①入出力基準に従い作成した図書の欄には、明示すべき事項等ごとに、全ての部分において基準に従い作成した場合は当該図書の欄に○を、一部分において基準に従い作成した場合は△を、基準に従い作成していない場合は又は該当しない図書の場合は－を記載してください。

②備考欄は、一部分において基準に従い作成した場合に、基準に従い作成した部分又は基準に適合しない部分を、記載してください。また、その他のBIMデータの作成に関する留意事項がある場合にも記入することができます。

③各分野（意匠、構造及び設備）のうち、入出力基準に従い図書を作成していない分野の書類は添付する必要はありません。

④入出力基準に従い作成した明示すべき事項等の部分がない場合、当該部分を略した様式により作成することができます。

(第二面) 意匠

[illegible]

(第三面) 構造

[illegible]

[illegible]

[illegible]

(第四面) 機械設備

番号	入出力基準に従い作成した部分		入出力基準に従い作成した図書												
	明示すべき事項等		意匠分野					設備分野（機械設備）						備考	
	細目		配置図	各階平面図	各階・各室の床面積	防煙区画の床面積	室内仕上げ表	仕様書	機器表・器具表	配置図	各階平面図	系統図	構造詳細図		各種計算書
機-001	外壁、間仕切壁、開口部	①位置													
機-002	敷地境界線	①形状													
		②種別													
機-003	通り芯	①形状													
		②符号													
		③通り芯間の寸法													
機-004	各室の用途	①室名等													
機-005	各階の各室の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	-													
機-006	各室の天井高さ	-													
機-007	防火区画等	①位置													
機-008	令第112条第16項に規定する部分	①範囲													
機-009	防煙壁による区画（令第126条の2）	①位置													
		②面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式													
機-010	給気機及び排気機	①機器番号	/	/	/	/	/	/							
機-011	排煙設備	①機器番号	/	/	/	/	/	/							

(第五面) 電気設備

番号	入出力基準に従い作成した部分		入出力基準に従い作成した図書												
	明示すべき事項等		意匠分野					設備分野（機械設備）						備考	
	細目	配置図 各階平面図	各階・各室の床面積	防煙区画の床面積	室内仕上げ表	仕様書	機器表・器具表	配置図	各階平面図	立面図	系統図	構造詳細図	各種計算書		
電-001	外壁、間仕切壁、開口部	①位置													
電-002	敷地境界線	①形状													
		②種別													
電-003	通り芯	①形状													
		②符号													
		③通り芯間の寸法													
電-004	各室の用途	①室名等													
電-005	防火区画等	①位置													
電-006	令第112条第16項に規定する部分	①範囲													
電-007	非常用の照明装置	①器具記号	/	/	/	/	/								